

森林(もり)の体験活動の支援事業実施要領(標準型, 短期型)

第1 目的

この要領は、森林(もり)の体験活動の支援事業(以下「事業」という。)の適正かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の内容

この事業は、県民が自ら実施する「森林・林業の学習活動」と「森林の整備・保全等の体験活動等」を併せて実施する活動に対し、助成する。

第3 応募申請

- 1 事業(標準型)に応募申請する者は、知事が別に定めるみんなの森づくり県民税公募事業森林(もり)の体験活動の支援事業(標準型)募集要項に規定する応募申請書を申請者が主な活動を行う市町村長に提出するものとする。
- 2 事業(短期型)に応募申請する者は、知事が別に定めるみんなの森づくり県民税公募事業森林(もり)の体験活動の支援事業(短期型)募集要項に規定する応募申請書を申請者が主な活動を行う地域を管轄する地域振興局長又は支庁長(以下「地域振興局長等」という。)に提出するものとする。
- 3 市町村長は、提出された応募申請書を取りまとめ、地域振興局長等に提出するものとする。
- 4 地域振興局長等は、提出された応募申請書を取りまとめ、森づくり推進課長に提出するものとする。

第4 事業実績報告に添付する書類

みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第8条に定める実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- 1 補助対象経費の支出根拠となる領収書(請求書)等
- 2 事業の実施状況が判る写真

第5 確認検査

- 1 事業の検査に当たっては、事業の実施主体から提出された実績報告書により書類検査を行う。
- 2 完了確認検査は、完了確認検査調書(別記第1号様式)によるものとする。

第6 事業実績

地域振興局長等は、管内の事業実績を取りまとめ、事業実施報告書(標準型)(別記第2号様式)、事業実施報告書(短期型)(別記第3号様式)により翌年度の4月末日までに森づくり推進課長に報告するものとする。

なお、事業実施報告書には、実施主体から提出された実績報告書(添付書類も含む)の写しを添付するものとする。

第7 その他

事業実施に必要な事項は、この要領に定めるもののほか、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

完了確認検査調書

検査年月日	年 月 日
補助対象事業名	
事業主体名	
事業期間	年 月 日～ 年 月 日
補助対象事業費	円
補助金額	円
特記事項	

完了確認検査の結果，適正に執行していると認められるので，補助金を交付してさしつかえないものと認めます。

年 月 日

検査員職氏名

印

(検査下命者)

殿

年度 森林(もり)の体験活動の支援事業(標準型)実施報告書

事務所名

単位：円・人

市町村名	事業実施主体	事業期間	事業費	補助金額	参加人数	備考
					うち新たな参加者数	

注1：事業実施主体から提出された実績報告書（添付資料も含む）の写しを添付すること

注2：「参加人数」は、各事業実施主体別の延べ人数とし、「新たな参加者を呼び込む企画」を実施した団体にあつては、新たな参加者数を内書きで記載すること